

最高裁秘書第2425号

令和2年10月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

9月11日付け（同月14日受付、第020458号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「民事訴訟手続のIT化においてウェブ会議等を活用した争点整理手続の運用（フェーズ1）を開始する日時等について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

民事訴訟手続のIT化においてウェブ会議等を活用した争点
整理手続の運用（フェーズ1）を開始する日時等について

民事訴訟手続のIT化に関し、地方裁判所（東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松を除く。以下「37地裁」という。）本庁において、令和2年度中にフェーズ1の運用を開始する予定であることは既にお知らせしたところであるが、運用を開始する具体的な日時等を下記のとおりとしたので、お知らせする。

なお、37地裁本庁に所属する裁判官及び書記官には、フェーズ1の運用の開始に先立って、同年11月4日から、フェーズ1の運用において利用するウェブ会議用パソコン等を用いて習熟に入ってもらうこととしたので、併せてお知らせする。

記

- 1 令和2年12月7日（月）午前10時00分以降に行うことが可能となるもの
 - ・ ゲストユーザーのメールアドレスの聴取
 - ・ 個別事件のチームの作成
 - ・ 作成した事件チームへのゲストユーザーのメールアドレスの登録
 - ・ メッセージ機能の利用（チームの作成のための連絡その他ウェブ会議を実施するための準備に必要な行為に限る。）
 - ・ 作成した事件チームでの接続テストの実施
- 2 令和2年12月14日（月）午前10時00分以降に行うことが可能となるもの

上記1のほか

- ・ ウェブ会議の方法により行う期日・協議の実施
- ・ ファイル編集・共有機能の利用
- ・ メッセージ機能の利用